

運営指導・監査における主な指摘・指導事項

令和 7 年 6 月 福島県社会福祉課

これまでの指導における主な指摘事項について以下に掲載します。

サービスによって異なる部分がありますので、各自、基準に沿った運営が行われているか再度確認をお願いいたします。

1 従業者の員数【人員】

(通所介護)

●指摘事項

- ・ 看護職員が不在の日がある。
- ・ 生活相談員が不在の日がある。

看護職員の配置がない状態が続くと、人員欠如減算が適用となる場合がありますので、十分注意してください。

●説明

- ・ 看護職員は、指定通所介護の単位ごとに 1 以上配置する必要があります。
- ・ 生活相談員は、指定通所介護の提供日ごとに、サービス提供時間に応じて配置する必要があります。

●基準

県規則（H25.3.29 第 42 号）（居宅）第 17 条第 1 項

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- 二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数

2 従業者の員数【人員】

(訪問介護)

●指摘事項

- ・ 訪問介護事業所ごとに訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5 以上置く必要があるが、満たしていない。

●説明

- ・ 訪問介護の人員基準上、サービス提供責任者・訪問介護員の常勤換算数の合計が 2.5 以上となっている必要があります。

●基準

県規則（H25.3.29 第 42 号）（居宅）第 3 条第 1 項
条例第五条第一項に規定する訪問介護員等の員数に関する基準は、常勤換算方法
（事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間
数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方
法をいう。以下同じ。）で二・五以上とする。

3 内容及び手続の説明及び同意【運営】

（全サービス）

●指摘内容

- ・ 重要事項説明書を作成していない。（特定福祉用具販売の提供に際しても必要）
- ・ 重要事項説明書の内容に不備がある。

〈 内容の不備に関する具体的な指摘内容 〉

- ・ 自己負担割合について、1 割の場合のみの記載が見られます。所得に応じて 2 割又は 3 割負担となることがわかる記載としてください。

「自己負担割合」の 2 割 3 割負担は、特に記載漏れが多い事項です！

- ・ 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないが、利用者への説明、同意及び交付について書面上確認ができないので改めること。

●説明

- ・ 重要事項説明書には以下の項目等を記載する必要があります。
①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制
⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日等）（※）
※ 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護・療養介護、介護老人福祉施設のみ。

「第三者評価の実施状況」は、特に記載漏れが多い事項です！
評価を実施していない場合でも、「実施していない」ことを記載してください。

※ 第三者評価とは、「福祉サービス第三者評価」といい、都道府県が認証した第三者機関が、事業所におけるサービスの質について客観的・専門的な立場から評価するものです。

第三者評価を受けること自体は義務ではありませんが、第三者評価を受けている

か（実施しているか）否かについて、重要事項説明書へ記載する必要があります。
第三者評価について、詳しくは資料 3-2 をご覧ください。

●基準 ※ 訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

国解釈通知（H11.9.17 老企第 25 号）

第 3 の一の 3 の（2）内容及び手続の説明及び同意

指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、**当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等**の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

4 運営規程【運営】

（全サービス）

●指摘内容

- ・ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項（組織内の体制や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等）」の記載が必要となったため改めること。

●説明

- ・ 運営規程には、以下の規程を定めておく必要があります。

- ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間 ④指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域 ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦**虐待の防止のための措置に関する事項** ⑧その他運営に関する重要事項

- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項の内容としては、後述する『虐待の防止』に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指すものです。

虐待防止に係る事項の記載は、令和 6 年 4 月 1 日からは義務化されているため注意してください。

●基準 ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

国解釈通知（H11.9.17 老企第 25 号）

第 3 の一の 3 の（19）運営規程

居宅基準第 29 条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、**特に次の点に留意するものとする**。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。

①～④ （略）

⑤ **虐待の防止のための措置に関する事項**（第 7 号）

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。

5 勤務体制の確保等【運営】（全サービス（福祉用具貸与・販売を除く））

●指摘内容

- ・ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じることが必要となったため、改めること。

●説明

- ・ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが必要です。

令和 6 年 4 月 1 日からは義務化されているため注意してください。

●基準 ※ 訪問入浴介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です
国解釈通知（H11.9.17 老企第 25 号）

第 3 の二の 3 の（6）勤務体制の確保等

居宅基準第 53 条の 2 は、利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

①・② （略）

③（中略）

また、同項後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必

要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第三項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

6 非常災害対策【運営】

(全サービス(訪問系サービスを除く))

●指摘内容

- ・ 火災や地震対応のための計画(マニュアル)を定めていない。避難訓練を実施していない。
- ・ 水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成、避難訓練を実施していない。

●説明

- ・ 災害の態様により、避難方法等が異なるため、火災及び地震に対する計画については原則全ての事業所が定めることとしてください。また、洪水、土砂災害、火山噴火などの災害については、ハザードマップ等によりその危険性を確認し、それらの災害が想定される場合は、具体的な対応方法、計画を定めてください。
- ・ 避難訓練を実施するとともに、実施内容を記録してください。
 - ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する事業所で、市町村地域防災計画に定められた事業所(=要配慮者利用施設)は、以下の取組をする必要があります。詳細は資料3-3をご覧ください。
 - ①避難確保計画の作成
 - ②①を市町村へ報告
 - ③計画に基づく避難訓練の実施
 - ④避難訓練の結果を市町村へ報告 ⇒令和3年5月の水防法・土砂災害防止法の改正により義務化されました。

●基準 ※ 通所介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

県条例(H24.12.28第80号)第109条第1項

指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害

時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

7 利用料等の受領【運営】（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護）

●指摘内容

- ・ 利用料が医療費控除の対象となる利用者へ交付する領収書に「医療費控除対象額」及び「居宅介護支援事業者名」を記載していない。

●説明

- ・ 「医療費控除の対象者」のうち、次の②に該当する利用者へ交付する領収書へ「医療費控除対象額」と「居宅介護支援事業者名」の記載が必要です。

〈医療費控除の対象者（次の①または②に該当する利用者）〉

- ① 医療系サービス（訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、短期入所療養介護等）を利用する場合
- ② ①の医療系サービスと併せて、訪問介護（生活援助中心型を除く。）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護を利用する場合

〈医療費控除対象額〉

介護保険対象分の自己負担額

●通知等

- ・ 「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号）（平成25年1月25日、平成28年10月3日事務連絡）
- ・ 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成12年11月16日老振第73号）（平成30年9月28日老振発0928第2号・老老発0928第3号）

8 業務継続計画の策定等【運営】（全サービス）

●指摘内容

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するとともに非常の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に基づいて、従業員に対し研修及び訓練を定期的実施すること。

●説明

- ・ 事業者は業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければなりません。

- ① 研修について

- ・ 内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
- ・ 定期的を実施し、新規採用時には別に研修を実施する。
- ・ 実施内容は記録する。

② 訓練（シミュレーション）について

- ・ 事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う。
- ・ 定期的を実施する。
- ・ 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施する。

業務継続計画の策定等については、令和6年4月1日からは義務化されているため注意してください。

●基準 ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

県条例（H24.12.28 第80号）第31条の2

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

9 衛生管理等【運営】

（全サービス）

●指摘内容

- ・ **感染症の予防及びまん延を防止するための措置（指針の整備、感染対策委員会の開催、開催結果を従業者へ周知及び研修・訓練の定期的な実施）を講じること。**

●説明

- ・ 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう以下の措置を講じなければなりません。

① 感染症対策委員会の開催

- ・ 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。（構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、感染対策担当者を決めておく）
- ・ 定期的を開催するほか、感染症が流行する時期等を勘案し、随時開催する。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

- ・ 平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- ・ 発生時における連絡体制の整備・明記も必要。

③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

ア 研修

- ・ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹

底や衛生的なケアの励行を行う。

- ・ 定期的に開催する。
- ・ 新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい。

イ 訓練（シミュレーション）

- ・ 発生時の事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する。
- ・ 定期的に実施する。
- ・ 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせて実施する。

令和6年4月1日からは義務化されているため注意してください。

- 基準 ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

県条例（H24.12.28 第80号）第32条第3項

指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

10 虐待の防止【運営】

(全サービス)

- 指摘内容

- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（指針の整備、虐待防止委員会の開催、開催結果を従業者へ周知、研修の実施及び担当者の設置）を講じること。

- 説明

- ・ 虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応という観点から、以下の事項の実施が必要です。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置・開催

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確にする。
- ・ 定期的に開催する。
- ・ 結果は従業者に周知徹底すること。

- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
 - ・ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。
 - ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施する。
 - ・ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
 - ・ 実施内容は記録する。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置
 - ・ 上記①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く
 - ・ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和6年4月1日からは義務化されているため注意してください。

●基準 ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

県条例（H24.12.28 第80号）第39条の2

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

11 介護職員等処遇改善加算の算定【報酬】

(訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売を除く全サービス)

●指摘内容

- ・ 処遇改善計画書等について、全ての介護職員へ周知したことが確認できない。

●説明

- ・ 介護職員等処遇改善加算の算定要件として、以下①～③について介護職員へ周知する必要があります。口頭説明だけでなく、回覧や掲示、資料配布など、書面等の方法でも周知をしてください。

① 計画書の内容（事業所において賃金改善を行う方法等）

② キャリアパス要件の内容

③ 職場環境等要件の内容

- 告示(要旨) ※訪問介護の基準を引用していますが、他のサービスも同様の内容です。

大臣基準告示(平27告示95号)

- ・ 介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ・ 指定訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ・ 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ・ 以下について全ての介護職員に周知していること。(加算Ⅰ：①～④、加算Ⅱ：①・②・④、加算Ⅲ：①または②に加えて④)
 - ① 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定めていること(書面をもって作成)(キャリアパス要件Ⅰ)
 - ② 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること(キャリアパス要件Ⅱ)
 - ③ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること(書面をもって作成)(キャリアパス要件Ⅲ)
 - ④ 介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額(職場環境等要件)

- 「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)」の送付について(介護保険最新情報 vol.267)より

【Q】賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

【A】賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

令和6年度改正事項(一部抜粋)

令和6年度の介護保険制度改正で、事業所において新たに対応が必要となった事項（主なもの）を以下に掲載しました。詳細については、各サービスの運営基準や国解釈通知をご確認ください。現在努力義務となっているものについても、実施に努めてください。

なお、以下に掲載した以外の改定事項については、厚生労働省の資料をご参照ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）

1 身体的拘束等の適正化の推進①

対象：短期入所系サービス

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられました。

なお、令和7年3月31日までは努力義務とされています。

また、「身体拘束廃止未実施減算」が創設され、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合、利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数が減算されることとなりましたので、ご注意ください。

(1) 委員会について

- ・ 3月に1回以上開催する。
- ・ 委員会の結果を従業者へ周知する。

(2) 指針に盛り込む事項

- ・ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ・ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ・ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ・ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(3) 研修について

- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成する。
- ・ 年2回以上開催する。
- ・ 新規採用時には必ず研修を実施する。
- ・ 研修の実施内容を記録する。

(4) 身体拘束廃止未実施減算の算定要件

以下の措置が講じられていない場合

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

2 身体的拘束等の適正化の推進②

対象：訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととされ、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

- ・ 緊急やむを得ない理由については、
 - ①切迫性 ②非代替性 ③一時性
 の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要。
- ・ 記録については、2年間の保存が必要。

3 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

対象：訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することが義務付けられました。

4 協力医療機関との連携体制の構築①

対象：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しが行われました。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。

① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

なお、アの協力医療機関との連携に係る義務付けについては、令和9年3月31日までは努力義務とされています。

(1) 連携する医療機関の想定

- ・在宅療養支援病院
- ・在宅療養支援診療所
- ・地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関
- ・在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関

(2) 届け出については、協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合も必要

5 協力医療機関との連携体制の構築②

対象：特定施設入居者生活介護

施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しが行われました。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等

の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

(1) 連携する医療機関の想定

- ・在宅療養支援病院
- ・在宅療養支援診療所
- ・地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関

(2) 届け出については、協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合も必要

6 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

対象：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとされました。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことが義務づけられました。

・ 取り決めの内容の想定

流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、特定施設入居者介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の可否の判断、入院調整等を行うこと。

7 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

対象：福祉用具貸与、特定福祉用具販売

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖が対象となります。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う必要があります。

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援

専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

8 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

対象：短期入所系サービス、居住系サービス、施設系サービス

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられました。

なお、令和9年3月31日までは努力義務とされています。

(1) 委員会について

- ・開催する頻度は、各事業所の状況を踏まえ適切に判断。（委員会の開催が形骸化しないよう留意）
- ・他の事業運営に関する会議との一体的な設置・運営も可能。
- ・事業所ごとの実施が求められるが、他のサービス事業者との連携による実施も可能。

9 「書面掲示」規制の見直し

対象：全サービス

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととされました。

なお、令和7年3月31日までは努力義務とされています。

10 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

対象：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施が義務付けられました。

(1) 評価の実施

- ・従業者又は歯科医師等が入所者ごとに行う。
- ・入所時及び月に1回程度行う。

令和6年3月末で終了した経過措置について

以下の事項については、経過措置が終了し令和6年4月1日から義務化されました。

1 感染症対策の強化（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- ・施設系サービス → 訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービス → 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

2 業務継続に向けた取組の強化（業務改善計画の策定等）

対象：全サービス

※居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで経過措置延長

3 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

対象：全サービス（福祉用具貸与・販売を除く）

4 高齢者虐待防止の推進（虐待の発生又はその再発を防止するための措置）

対象：全サービス

※居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで経過措置延長

5 口腔衛生管理の強化（口腔衛生の管理体制の整備等）

対象：施設系サービス

6 栄養ケア・マネジメントの充実（栄養ケア計画の作成等）

対象：施設系サービス

基準・報酬告示

事業所が事業運営にあたり守るべき基準（人員基準、設備（施設）基準、運営基準）や、介護報酬の算定要件などを定めた告示は、以下のとおりです。

1 人員、設備（施設）、運営に関する基準等

（1）居宅サービス

国基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
条例	福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 80 号）
規則	福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 （平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 42 号）

（2）介護予防サービス

国基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号）
条例	福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 （平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 82 号）
規則	福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則 （平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 44 号）

（3）介護老人福祉施設

国基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）
解釈通知 （厚生労働省）	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）

条例	福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 81 号)
規則	福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 43 号)

(4) 介護老人保健施設

国基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号)
解釈通知 (厚生労働省)	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号)
条例	福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年 12 月 28 日福島県条例第 78 号)
規則	福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 25 年 3 月 29 日福島県規則第 41 号)

(5) 介護医療院

国基準	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号)
解釈通知 (厚生労働省)	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号)
条例	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成 30 年 3 月 23 日福島県条例第 23 号)
規則	福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成 30 年 3 月 30 日福島県規則第 40 号)

2 報酬算定告示

(1) 指定居宅サービス

国基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号)
留意事項通知 (厚生労働省)	・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号)

	<ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）
--	--

(2) 介護予防サービス

国基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）
留意事項通知 （厚生労働省）	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

(3) 施設

国基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年2月10日厚生省告示第21号）
留意事項通知 （厚生労働省）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年3月8日老企第40号）